

那覇市社会体育振興費補助金交付要綱

＜平成 15 年 3 月 31 日 生涯学習部長決裁＞

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年那覇市規則第 34 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、那覇市社会体育振興費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 この補助金は、社会体育関係団体が行う社会体育を振興するための事業及び児童の県外派遣に要する経費の全部又は一部を市が補助し、もって那覇市の社会体育の振興を図ることを目的とする。

（交付対象）

第 3 条 補助の対象は、次の表に掲げるとおりとする。

種類	対象及び要件	補助の額
団体補助	那覇市全域を事業単位とする団体又はこれに準ずる団体(社会体育関係団体に限る。)の事業及び事務に要する経費で、市長が特に必要と認めるもの。	予算の範囲内で定める額
大会補助	県単位又はそれに準ずる組織を有する団体が主管する全国又は九州規模の体育・スポーツ・レクリエーション事業(大会)にかかる経費で、次に掲げるもの。 (1) 那覇市内で開催する事業(大会)に要する経費で、市長が特に必要と認めるもの。 (2) 那覇市民体育館で開催する児童・生徒を対象とした事業(大会)に要する経費のうち、冷房設備の利用に要する経費	予算の範囲内で定める額
児童生徒の県外派遣補助	1 補助金交付の対象は、那覇市在住の小学生・中学生（以下「児童生徒」という。）が学校教育活動外のスポーツ活動に参加するため、県外のスポーツ大会等に派遣される場合とし、次の各号の一に該当するときに補助金を交付する。なお、児童生徒を引率する指導者については、那覇市在住者に限り必要に応じて補助金を交付する。 (1) 沖縄県スポーツ少年団又は(公財)沖縄県スポーツ協会に加盟する競技団体（以下「県スポーツ協会加盟競技団体」という。）が主催若しくは主管する県大会で優秀な成績を収め、当該団体から推薦を得て派遣されるもの。 (2) 県内の予選大会が開催されない競技にあっては、県スポーツ協会加盟競技団体から推薦を得て、県代表として派遣されるもの。 (3) 県スポーツ協会加盟競技団体により、沖縄県代表チームの一員に選拔され、当該団体からの推薦を得て派遣されるもの。 (4) 那覇市スポーツ少年団が推薦するスポーツ大会等に派遣さ	予算の範囲内で以下に掲げる額。 航空運賃実費額(各種割引等利用)の2分の1(那覇市就学援助規則に基づき就学援助の認定を受けている者については、全額。ただし、引率する指導者は除く)及び宿泊料 1 泊上限 6,000 円の 3 泊

	れるもの。なお、派遣補助の対象となるものは那覇市スポーツ少年団登録者に限る。 (5) その他、市長が特に必要と認めるもの。 2 補助金の交付は、個人競技又は団体競技にかかわらず、原則として1会計年度1人につき1回を限度とする。但し、派遣された大会の成績により、さらに上位の大会に派遣される場合や全国規模の大会に派遣標準記録を突破して出場する場合はこの限りでない。	分。 ただし、選択した宿泊プランの内容などにより派遣対象者の宿泊費が発生しない場合や補助対象経費の一部について、大会スポンサー等から補助金等がある場合は、その額について控除する。
--	--	---

(交付申請の手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(第1号様式)に、別表1に定める書類を添えて、対象事業ごとに同表に定める期日までに市長に提出しなければならない。なお、児童生徒の県外派遣補助において、同一の団体で申請を行う場合は代表者をもって申請することができる。この場合は、委任状(第10・11号様式)をあわせて提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 規則第7条1項にもとづく交付決定の通知は、補助金の交付決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

2 前条の申請から前項の交付決定までになされた派遣実施のために必要な行為は、前項の交付決定によりなされた行為とみなす。

(計画変更等の承認)

第6条 補助事業者は、規則第6条第1項各号に定める事由が生じたときは遅滞なく補助事業内容変更承認申請書(第3号様式)又は中止(廃止)承認申請書(第7号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(軽微な変更)

第7条 規則第6条第1項第1号に定める市長の承認を要しない軽微な変更は、補助事業の100分の20を超えない経費の配分とする。

(補助金の実績報告)

第8条 規則第12条による報告は、補助事業が完了したときから補助金実績報告書(第5号様式)に別表2に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第9条 規則第13条による補助金額の確定の通知は、補助金額の確定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(補助金の経理)

第10条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区別して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額については、その支出内容を証する書類を整備し、前項の帳簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

付 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 那覇市社会体育関係団体活動費補助金交付要綱(平成8年4月1日教育長決裁)は廃止する。

付 則(平成25年3月29日生涯学習部長決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月28日生涯学習部長決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年4月28日生涯学習部長決裁)

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。

付 則(令和2年3月31日 生涯学習部長決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和4年3月10日 生涯学習部長決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則(令和5年3月29日 生涯学習部長決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(令和6年4月30日 生涯学習部長決裁)

- 1 この要綱は、令和6年4月30日から施行する。
- 2 施行前になされた令和6年度分の補助金に関する申請、決定等の行為は、この要綱の各相当規定に基づいてなされたものとみなす。

付 則(令和6年5月30日 生涯学習部長決裁)

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

別表 1

種類	提出書類	提出期限
団体補助	(1) 収支予算書 (2) 事業計画書 (3) 役員名簿 (4) 団体の定款または規約 (5) 前年度決算書類 (6) その他教育委員会が必要と認める書類	団体予算の 確定した日か ら 14 日以内
大会補助	(1) 収支予算書 (2) 大会開催要項 (3) 大会役員名簿 (4) その他教育委員会が必要と認める書類	大会等の開催 日より起算して 20 日前まで
児童生徒の 県外派遣補助	(1) 収支予算書 (2) 大会等の開催要項 (3) 大会等への推薦書 (4) 選手名簿 (5) 個人情報提供に関する同意書(第 8・9 号様式) (6) その他教育委員会が必要と認める書類	大会等の開催 日より起算して 10 日前まで

別表 2

種類	提出書類	提出期限
団体補助	(1) 収支精算書 (2) 事業実施報告書 (3) その他教育委員会が必要と認める書類	4 月 30 日まで
大会補助	(1) 収支精算書 (2) 大会等結果報告書 (3) その他教育委員会が必要と認める書類	事業(大会)の 精算の終了し た日から 14 日 以内
児童生徒の 県外派遣補助	(1) 収支精算書 (2) 大会等結果報告書 (3) その他教育委員会が必要と認める書類	大会終了後 14 日以内 ※ただし、各年度の 最終提出期限は、3 月 31 日(土曜日及び 日曜日にあたる場合 は、その前の平日)と する。

那覇市社会体育振興費補助金交付申請書

年 月 日

那 覇 市 長 宛

住 所

団体名又は個人

代表者名又は氏名

印

電話番号

年度那覇市社会体育振興費補助金を交付して下さるよう下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 事業目的

3 交付を受けようとする補助金の額 _____ 円

4 添付書類

※補助金の概算交付を受けようとする団体(又は個人)は必ず、必要とする理由を記入又は理由書を添付すること。

那覇市指令 第 号
年 月 日

住 所
団体名又は個人
代表者名又は氏名

様

那覇市長 印

那覇市社会体育振興費補助金の交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった に係わる
補助金については、那覇市補助金等交付規則第7条第1項の規定により、次の条件を付して
円を交付することに決定したので通知します。

条 件

- 1 この補助金は、 年度事業以外に使用してはならない。
- 2 事業内容の変更又は事業の中止(廃止)があるときは、速やかに承認申請書を提出しなければならない。
- 3 事業終了後は、速やかに実績報告書及び収支清算書等関係書類を提出すること。
- 4 那覇市補助金等交付規則及び上記に違反した場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

年 月 日

那 覇 市 長 宛

住 所

団体名又は個人

代表者名又は氏名

印

電話番号

那覇市社会体育振興費補助事業に係わる内容変更承認申請書

年 月 日付け那覇市指令 第 号で交付決定のあった
に係わる事業について、下記のとおり事業内容を変更したいので承認し
てくださいますよう申請します。

記

1 変更事業内容

2 変更理由

那 教 第 号
年 月 日

団体名又は個人
代表者名又は氏名 様

那覇市長 印

那覇市社会体育振興費補助金の変更交付決定通知書

年 月 日付け那覇市指令 第 号で交付決定した に係
わる補助金については、年 月 日付け内容変更承認申請書を確認し、次のとおり変更
交付決定することにしましたので、那覇市補助金等交付規則第7条第1項の規定により、通
知します。

- | | |
|-------------------|---|
| 1 既 交 付 決 定 額 | 円 |
| 2 変 更 後 交 付 決 定 額 | 円 |
| 3 交 付 決 定 の 増 減 額 | 円 |
| 4 変 更 理 由 | |

那覇市社会体育振興費補助金実績報告書

年 月 日

那 覇 市 長 宛

住 所

団体名又は個人

代表者名又は氏名

印

電話番号

年 月 日付け那覇市指令 第 号で交付決定のあった補助事業
が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 事業の効果

3 添付書類等

那教 第 号
年 月 日

団体名又は個人
代表者名又は氏名 様

那覇市長 印

那覇市社会体育振興費補助金の確定通知書

令和 年 月 日付け 那覇市指令教生市ス第 号により交付決定の通知をした那覇市社会体育振興費補助金については、実績報告書を審査した結果、補助金の使途は適正であると認められるので那覇市補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助事業名	
確定額	

以上

年 月 日

那 覇 市 長 宛

住 所

団体名又は個人

代表者名又は氏名

印

電話番号

那覇市社会体育振興費補助事業に係わる中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け那覇市指令 第 号で交付決定のあった
に係わる事業について、下記のとおり事業内容を中止(廃止)したいので
承認していただきますよう申請します。

記

1 中止(廃止)事業内容

2 中止(廃止)理由

(児童生徒用)

年 月 日

那覇市教育委員会 教育長 宛

個人情報提供に関する同意書

那覇市社会体育振興費補助金（児童生徒の県外派遣補助）の交付にあたり、交付の対象となる児童生徒及び引率指導者に関する下記の個人情報を、那覇市長（那覇市福祉事務所）に提供し利用することに同意します。

記

【提供・利用する個人情報】

- ☐ 氏名
- ☐ 生年月日
- ☐ 住所
- ☐ 那覇市が有する生活保護受給に関する情報

児童生徒氏名： _____

生年月日： _____

住 所： _____

保護者氏名： _____ 印

※那覇市就学援助規則に基づき就学援助の認定を受けている場合、航空運賃実費額の全額を補助することができます。希望する方は、なるべく個人で申請してください。その際には、就学援助認定通知書（申請する補助事業期間中に認定を受けているもの）の写しを別途提出してください。

(引率指導者用)

年 月 日

那覇市教育委員会 教育長 宛

個人情報提供に関する同意書

那覇市社会体育振興費補助金（児童生徒の県外派遣補助）の交付にあたり、交付の対象となる児童生徒及び引率指導者に関する下記の個人情報を、那覇市長（那覇市福祉事務所）に提供し利用することに同意します。

記

【提供・利用する個人情報】

- ☐ 氏名
- ☐ 生年月日
- ☐ 住所
- ☐ 那覇市が有する生活保護受給に関する情報

氏名： _____ 印

生年月日： _____

住 所： _____

(児童生徒用)

令和 年 月 日

委任状

那霸市長 宛

私は、年度那覇市社会体育振興費補助金(児童生徒の県外派遣補助)の交付にあたり、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

【補助事業名(派遣大会名)】

【委任事項】

1. 交付申請に関する事項
2. 補助金の実績報告・精算に関する事項
3. 補助金の請求・受領に関する事項
4. その他、上記に関連する一切の付随事項

【委任期間】

交付申請日から当該補助金受領日(又は精算日)まで

【委任者】

住 所:

児童生徒氏名：

保護者氏名: _____ 印 _____

【受任者】

住 所：

团体名：

氏 名: 印

※ 那覇市就学援助規則に基づき、就学援助の認定を受けている場合、航空運賃実費額の全額を補助することができます。希望する方は、なるべく団体ではなく個人で申請してください。その際には、就学援助認定通知書（申請する補助事業期間中に認定を受けているもの）の写しを別途提出してください。

(引率指導者用)

年 月 日

委 任 状

那覇市長 宛

私は、 年度那覇市社会体育振興費補助金(児童生徒の県外派遣補助)の交付にあたり、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

【補助事業名(派遣大会名)】

【委任事項】

1. 交付申請に関する事項
2. 補助金の実績報告・精算に関する事項
3. 補助金の請求・受領に関する事項
4. その他、上記に関連する一切の付随事項

【委任期間】

交付申請日から当該補助金受領日(又は精算日)まで

【委任者】

住 所:

引率指導者氏名:

印

【受任者】

住 所:

団 体 名:

氏 名:

印